

令和8年度 池田市産後ケア事業事業者募集要項

1. 池田市産後ケア事業の目的

産後ケアを必要とする母子を対象に、心身のケア、育児のサポート等を行うことにより育児に対する不安の解消を図り、安心して子育てのできる環境を確保することを目的とする。

2. 業務名

- ア 池田市産後ケア事業（宿泊型）委託業務
- イ 池田市産後ケア事業（通所型）委託業務

3. 業務の内容

次に掲げるサービスを提供する。

- 1 母体管理及び生活面の相談・指導
- 2 乳房の手当て
- 3 発育及び発達のチェック
- 4 体重増加及び排泄のチェック
- 5 スキンケア
- 6 授乳方法に関する助言・指導
- 7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導
- 8 在宅での育児に関する相談・指導
- 9 心理面のケア
- 10 家族計画に関する助言
- 11 その他必要とする保健相談・指導

4. 実施にあたっての要件

(1) 実施場所

①池田市内又は池田市の近隣市町において、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所で実施するものとし、病院又は診療所にあつては、産科または産婦人科を標榜していること。宿泊型を実施する場合は、入所室（病室又は妊婦若しくは褥婦を入所させる室）を有すること。通所型を実施する場合は、居室（床面積は母子1組あたり6.3㎡以上であること。）が確保されていること。

②入浴又はシャワー施設及び沐浴設備を有すること。

③産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ショートステイやデイケア等の実績があること（助産師、保健師または看護師の専門資格を有する者が、母乳育児相談や母乳手当を実施した実績とする）、又は分娩を取り扱っていること。

(2) 従事者

助産師、保健師又は看護師が配置できること。（宿泊型を実施する場合は、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が配置できること。）本業務専任であることを要しない。

(3) その他

- ①「3. 業務の内容」に規定するサービスが提供できること。
- ②助産所にて業務を実施する場合は、利用者の病変その他の緊急時に当該利用者の受入れが可能な医療機関とあらかじめ文書により協力体制を構築すること。
- ③食事の提供ができること。
- ④本市との円滑な連絡体制を確保すること。
- ⑤本業務に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守すること。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生または再生手続き開始の申し立てがなされたものでないこと。
- ⑦池田市暴力団の排除に関する条例（平成 23 年 9 月 28 日条例第 20 号）第 8 条第 1 項 6 号及び 7 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者が経営していない施設であること又は事実上経営に参加していない施設であること。

5. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. 委託料

下記表に定める利用料から、利用者負担金を除した市負担金の額。

1) 宿泊型（1 泊 2 日）

	利用料 (総額)	利用料の内訳			
		市民税課税世帯		市民税非課税世帯 生活保護世帯	
		市負担金	利用者負担金	市負担金	利用者負担金
基本料	60,000 円	55,000 円	5,000 円	57,500 円	2,500 円
1 日追加	30,000 円	27,500 円	2,500 円	28,750 円	1,250 円
多胎児加算	20,000 円	19,000 円	1,000 円	19,500 円	500 円
多胎児 1 日追加	10,000 円	9,500 円	500 円	9,750 円	250 円

※多胎児加算は乳児 1 人追加ごとに加算する。

2) 通所型（1 日）

	利用料 (総額)	利用料の内訳			
		市民税課税世帯		市民税非課税世帯 生活保護世帯	
		市負担金	利用者負担金	市負担金	利用者負担金
基本料	15,000 円	12,500 円	2,500 円	13,750 円	1,250 円
多胎児加算	5,000 円	4,750 円	250 円	4,875 円	125 円

※多胎児加算は、乳児 1 人追加ごとに加算する。

7. 業務開始までの流れ

- (1) 応募（申請）
- (2) 本市における審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 契約締結
- (5) 本業務の開始

8. 応募（申請）に関する事項

(1) 提出先

池田市こども未来部 こども家庭課

〒563-0025

池田市城南3丁目1番40号（池田市保健福祉総合センター2階）

電話 072-754-6034

FAX 072-768-8092

(2) 提出書類

ア 池田市産後ケア事業委託事業者申請書兼誓約書

イ 事業者概要

ウ 産後ケア類似事業の実績

エ 事業実施の基本計画書

オ 本業務実施予定施設の平面図（任意様式）

カ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（助産所のみ）

※注意事項

- ①応募（申請）に要する諸費用は、応募者の負担とする。
- ②提出された書類については返却しない。
- ③提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ④「イ 事業者概要」、「ウ 産後ケア事業類似事業の実績」「エ 事業実施の基本計画書」内の事業実施施設概要、実施施設数及び面積、設備の項目については、事業所概要がわかるパンフレットまたはリーフレットで代用可とする。
- ⑤提出書類については、委託契約を締結する事業者は、初年度のみの提出とし、以降、事業所の変更等があった場合は速やかに提出するものとする。

9. 審査及び審査結果の通知

提出書類により審査を行い、必要な基準等を満たすと判断できる応募者（申請者）を本業務の委託事業者として契約を締結する。審査結果については、応募者（申請者）に通知するものとする。